

みんなが安心して暮らせる社会を

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう
障害者虐待防止法を

し
知っていますか？



しょうがいしゃぎやくたいぜつたい
障害者への虐待は、絶対いけないことです。虐待は、どこの家庭や施設・

かいしゃおこりうるみじかもんだい
会社などでも起こりうる身近な問題です。しつけや指導ということで虐待が

あたりまえになっていたり、しょうがいしゃほんにんちようきかんぎやくたいう
あたりまえになっていたり、障害者本人が長期間虐待を受けていて、あき

らめてしまっている場合もあり、ひがいうった
らめてしまっている場合もあり、被害を訴えることができないこともあります

しょうがいしゃぎやくたいしゃかいぜんたいかんしんもぎやくたいぼうしはや
す。障害者虐待について、社会全体で関心を持ち、虐待を防止したり、早

たいおうつと
めの対応に努めなければなりません。

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうぎやくたいきひとつうほうぎむさだ
障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められていま

はやたいおうしえんかていかかもんだいかいけつ
す。早めの対応や支援は、その家庭が抱える問題の解決にもつながります。み

きようりよくぎやくたいちいきあんしんくしゃかい
んなで協力しながら、虐待のない、だれもが地域で安心して暮らせる社会

をつくりましょう。

3種類の障がい者虐待

障がい者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による
障がい者虐待



障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族等同居する人による虐待のことで

福祉施設従事者等
による障がい者
虐待



障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことで

使用者による
障がい者虐待



障がい者を雇っている事業主などによる虐待のことで

通報や届出をした人の情報は守られます。

虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、職員には守秘義務が課せられます。また、通報者が施設の職員による場合、通報を理由に解雇することなどは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容を受け付けられます。

名取市障がい者虐待防止センター

実施主体：名取市

運営：社会福祉法人 名取市社会福祉協議会

名取市基幹相談支援センター

電話：022-797-2667 FAX:022-797-2668

Mail:natorishikikan@natorisyakyo.or.jp

◎24時間、365日受付

